

しおがま

平成28年8月号

ハローワーク塩釜
塩釜市新浜町三丁目18-1
TEL 022-362-3361
FAX 022-362-1531

6月の窓口の動き（求人・求職・求人倍率）

【求人の動き】

新規求人数は859人で、前月比20.6%と大幅に増加した。また、対前年同月比では9.2%とかなりの程度減少した。

月間有効求人数は2514人で、前月比3.2%とやや増加した。また、対前年同月比でも1.5%とわずかに増加した。

【求職の動き】

新規求職者数は738人で、前月比6.5%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも3.4%とやや減少した。

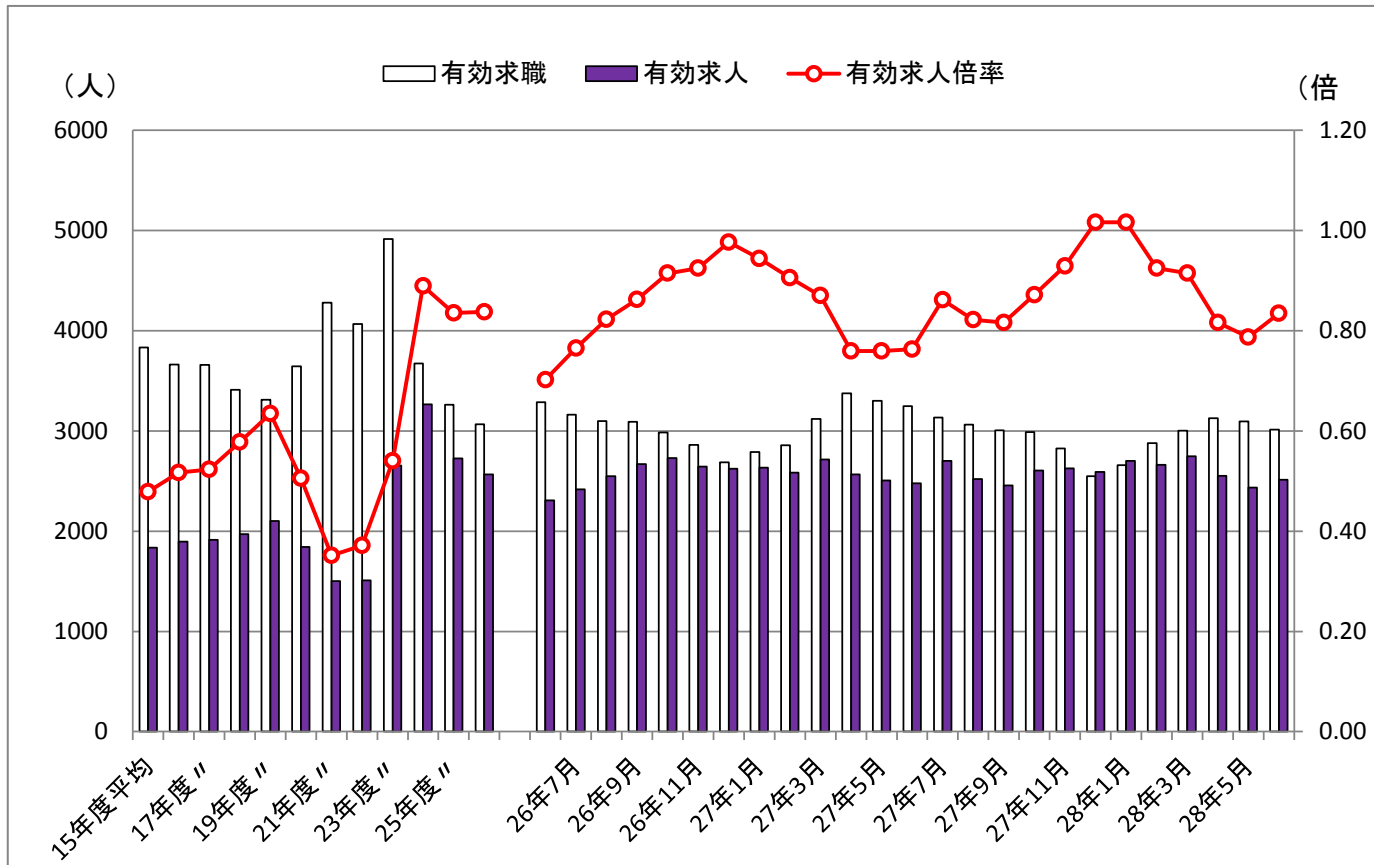
月間有効求職者数は3012人で、前月比2.7%とわずかに減少した。また、対前年同月比でも7.2%とかなりの程度減少した。

【有効求人倍率の動き】

有効求人倍率は0.83倍となり、前月比で0.04ポイント改善された。また、対前年同月比でも0.07ポイント改善された。

（宮城県 1.48倍、東北1.32倍、全国 1.37倍）

過去最高・・・1.40(平成2年度)
過去最低・・・0.35(平成21年度)
※昭和52年度以降



1. 一般職業紹介状況（学卒を除くパートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求人数	859	-	-	▲ 9.2 %	20.6 %
月間有効求人数	2,514	-	-	1.5 %	3.2 %
新規求職者数	738	330	403	▲ 3.4 %	▲ 6.5 %
うち雇用保険受給者	193	77	114	▲ 6.3 %	▲ 16.5 %
月間有効求職者数	3,012	1,419	1,581	▲ 7.2 %	▲ 2.7 %
うち雇用保険受給者	1,155	458	694	▲ 10.4 %	3.4 %
新規求人倍率	1.16	-	-	▲ 0.07 p	0.26 p
月間有効求人倍率	0.83	-	-	0.07 p	0.05 p
紹介件数	1,267	651	612	▲ 6.4 %	11.7 %
うち雇用保険受給者	356	195	160	19.9 %	2.9 %
就職件数	310	150	158	▲ 2.2 %	12.3 %
うち雇用保険受給者	87	48	38	▲ 2.2 %	19.2 %
新規就職率 (%)	42.0	45.5	39.2	0.5 p	7.0 p

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

※ ▲はマイナスの表示となります。

2. 中高年齢者職業紹介状況（パートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	323	154	166	▲ 0.6 %	▲ 11.5 %
月間有効求職者数	1,466	764	696	▲ 4.9 %	▲ 4.9 %
紹介件数	531	325	205	3.5 %	15.2 %
就職件数	136	80	56	5.4 %	19.3 %

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

3. 障害者職業紹介状況

項 目	計	身体障害者	知的障害者等	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	25	5	20	47.1 %	8.7 %
就職件数	12	2	10	50.0 %	▲ 25.0 %
月末現在有効求職者数	238	95	143	▲ 2.5 %	3.0 %

4. 求人閲覧用パソコン利用状況


項 目	当 月	前 月	対 前 月 比
利 用 者 数	4,182	3,811	9.7 %

キャリアアップ助成金のコース一覧【平成28年2月10日改正後】

助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
1 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円 (45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円 (22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円 (22.5万円) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 1人当たり30万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算
2 多様な正社員 コース	有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または 直接雇用等 多様な正社員を ・ 正規雇用労働者に転換 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または 短時間正社員を新たに雇入れ	①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり 40万円 (30万円) ②無期→多様な正社員 ：1人当たり 10万円 (7.5万円) ③多様な正社員→正規 ：1人当たり 20万円 (15万円) ④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、 1人当たり15万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①～③5万円加算、④10万円加算 ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 1事業所当たり10万円 (7.5万円) 加算
3 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) ・ 育児休業中訓練 (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 (育児休業中訓練は訓練経費助成のみ) 最大 30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規 雇用等に転換された場合) 最大 50万円 (30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
4 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額 させた場合	①すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり 3万円 (2万円) ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり 1.5万円 (1万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当 たり20万円 (15万円) 加算
5 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「 法定外の健康診断制度 」を 新たに規定し、 4人以上実施 した場合	1事業所当たり 40万円 (30万円)
6 短時間労働者 の週所定労働 時間延長コース	有期契約労働者等の 週所定労働時間を25時間未満 から30時間以上に延長 した場合	1人当たり 10万円 (7.5万円)

◆改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク